

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成23年12月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成23年12月13日（火曜日）

午前10時0分開議

午前11時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第33号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第35号 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分の報告について

請第14号 T P P 交渉参加反対の意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」について

出席委員（8人）

委員長 池田和貴

副委員長 浦田祐三子

委員 村上寅美

委員 鬼海洋一

委員 城下広作

委員 中村博生

委員 田代国広

委員 橋口海平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島淳

総括審議員兼経営局長 梅本茂

政策審議監 豊田祐一

生産局長 麻生秀則

農村振興局長 大薄孝一

森林局長 藤崎岩男

水産局長 神戸和生

農林水産政策課長 国枝玄

首席審議員兼団体支援課長 吉田國靖

政策監兼団体検査室長 今村昭彦

農地・農業振興課長 船越宏樹

担い手・企業参入支援課長 田中純二

流通企画課長 板東良明

むらづくり課長 原俊彦

農業技術課長 松尾栄喜

農産課長 本田健志

園芸課長 野口法子

畜産課長 平山忠一

首席審議員兼農村計画課長 宮崎雅夫

技術管理課長 大里正明

農地整備課長 田上哲哉

森林整備課長 河合正宏

林業振興課長 岡部清志

森林保全課長 本田良三

水産振興課長 鎌賀泰文

漁港漁場整備課長 平尾昭人

農業研究センター次長 佐藤巖

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永一博

政務調査課主幹 木村和子

午前10時0分開議

○池田和貴委員長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから、第4回農林水産

常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会には、傍聴の申し出はございません。

次に、今回付託されました請第14号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第14号についての説明者を入室させてください。

（請第14号の説明者入室）

○池田和貴委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、内容については皆様御承知のとおりだと思っております。説明は簡潔をお願いを申し上げます。それでは、どうぞ。

（請第14号の説明者の趣旨説明）

○池田和貴委員長 はい。趣旨はよくわかりました。後ほどよく審査をいたしますので、本日はこれにてお引き取りいただきますようお願いいたします。

お疲れさまでございました。

（請第14号の説明者退室）

○池田和貴委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願い申し上げます。説明等は座ってしていただいで結構でございます。

それでは、福島部長、よろしく願いいたします。

○福島農林水産部長 初めに、11月に管内御視察いただきまして、執行部も同席させていただきました。まことにありがとうございます。視察の成果につきましては、今後の施策に反映したいと思っております。よろしくお

願いします。

次に、今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案しておりますのは、冒頭提案として、平成23年度一般会計補正予算と報告案件1件、追加提案として、一般会計補正予算及び条例案件1件でございます。

一般会計補正予算は、冒頭提案分として総額10億円余の増額補正と追加提案分として56億円余の増額補正で、補正後の農林水産部の一般会計予算総額は604億円余となっております。

補正予算の主な内容は、国庫内示の増及び国の第3次補正予算に対応するものでございます。

冒頭提案分の補正予算では、国庫内示増に伴い、森林環境保全に要する経費等を計上しております。

また、梅雨前線豪雨等により被災した箇所の災害復旧事業等について所要額を計上しております。

それから、追加提案分の補正予算では、国の第3次補正予算による国庫内示に伴い、農業用ため池やかんがい排水施設等の整備を実施するための経費を計上しております。

さきの9月定例会において、県議会からも、森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書が提出され、おかげさまで国の第3次補正予算により継続が認められました。

今回の追加提案により森林整備促進及び林業等再生基金の積み増しを行うとともに、当基金を活用し、間伐等による森林整備や林業専用道及び林業施設の整備等への助成に要する経費を計上しております。あわせまして、当基金の事業実施期間の延長に伴う条例改正を提案しております。

次に、繰越明許費の設定をお願いしております。

予算の早期執行に努力いたしております

が、用地交渉の難航など、諸般の事情により繰り越しせざるを得ない状況が生じているため、設定をお願いするものです。今後ともできる限り速やかな執行に努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、報告案件として、交通事故に係る専決処分の報告を提出しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、その他報告事項としまして、熊本県森林・林業・木材産業基本計画について、担当課長から御説明申し上げますこととしております。よろしくお願い申し上げます。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今回の委員会の御説明資料、横2点どめでございますけれども、予算関係及び条例等関係と記載しました11月議会冒頭提案分と、それから国の3次補正予算に対応する追号の2冊でございます。

まず初めに、冒頭説明用資料の1ページの方をお願いいたします。

1ページは、平成23年度11月補正予算の総括表でございます。農林水産部全体では、補正額10億円余の増額補正となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページは、繰越明許費でございます。

設定額につきましては、予算科目の項ごとに過去2年間の繰越額率を参考に設定額を算出させていただいております。これによりまして、設定額は、農地費で32億円余、林業費で60億円余、水産業費で13億円余、農林水産業災害復旧費で3億円余となっております。農業費、畜産業費につきましては予定はございません。

次に、もう1冊の方、補正予算追号関係の

方の資料の1ページをお願いいたします。

こちらの方は、11月補正予算冒頭提案分に国の3次補正予算による追加提案を加えました総括表でございます。追号分で56億円余の増額補正となっており、補正後の一般会計予算の総額は604億円余となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

同様に、繰越明許費の追加設定でございます。

冒頭分として御説明いたしました設定額109億円に対しまして、追加提案の予算分のうち、林業関係の基金設定分45億円を除きました11億円余について追加設定をしてございます。冒頭分と合わせました設定額は、農地費で34億円余、林業費で70億円余、水産業費で13億円余、農林水産業災害復旧費で3億円余、総額で121億円余となっております。

農林水産政策課からは以上でございます。以下、関係の課ごとに個別説明させていただきます。

○本田農産課長 農産課でございます。

冒頭提案資料の2ページをお願いいたします。

農作物対策費の国庫支出金返納金1,100万円余を増額補正するものでございます。

右の説明欄ですけれども、生産総合事業として実施しております国の強い農業づくり交付金事業によりまして、平成17年度から20年度にかけて実施いたしました施設園芸用耐候性ハウスなどに関しまして、事業主体の一部の構成員が消費税の控除を受けた後、控除分に係る国庫相当額を返納していなかったため、その分を国に返還するものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○平山畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

報告第1号は、交通事故に関する専決処分

の報告でございます。説明につきましては、10ページの資料で御説明いたします。

平成23年5月30日、天草家畜保健衛生所の職員が公用車で公務出張し、上天草市の市道を走行中、前方左側の車庫からバックで出てきた軽乗用車に接触したものでございます。

今回の事故は、相手側の不注意による物損事故であり、双方の過失割合は、県側10、相手側90と判断されまして、過失の結果、県側の損失賠償額は0円、相手側から県へ支払われます賠償額は13万9,358円で和解が調いまして、本年11月16日に和解について専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○田上農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の3ページをお願いします。

土地改良費の農道整備事業費の受託事業費2,000万円の増額補正でございます。

県営の広域農道として事業を実施しています阿蘇市の阿蘇中部地区は、歩道部分については阿蘇市の施行となっておりますが、工事を経済的かつ効率的に行うということから、県が阿蘇市から歩道部分の工事を受託しまして、農道の車道部分と一体的に施工しております。今回阿蘇市から工事費を受託しまして、農道の事業推進を図るものでございます。

続きまして、追号の2ページをお願いいたします。

国の第3次補正予算に対応した農業農村整備事業に関する補正予算の追加提案をお願いするものでございます。

今回の補正では、農業用排水路やため池等の農業水利施設の地震等への対策を強化するための整備を行うものでございます。

まず、土地改良費の県営かんがい排水事業は、農業用排水施設等の整備を行うものがありますが、八代市の竜西地区を含む2地区

を計上しております。

続きまして、農地防災事業費でございます。

農地防災事業としまして、老朽化した農業用ため池施設の整備を行っています山都町の郷野原地区を含む2地区を計上しております。

次に、農地保全事業では、地すべり防止工事を実施しています天草市の浦地区を計上しております。

最下段にありますように、農地整備課といたしまして、土地改良費と農地防災事業費を合わせまして、合計3事業の5地区、総額2億2,000万円余の追加補正をお願いするものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

冒頭分の説明資料4ページをお願いいたします。

造林費で8億2,100万円余の増額補正を提案させていただいております。これは、森林環境保全整備事業として、植栽、間伐等の森林施業へ助成するものであり、国の内示増に伴い増額補正をお願いするものです。

次に、県有林費で2,250万円余の増額補正を提案させていただいております。これは、県が管理しております分収林の立木を売り払いしましたところ、予定よりも収入が上回り、この結果、土地所有者へ支払う分収交付金が増加したことによるものです。

続きまして、追号の説明資料3ページをお願いいたします。

林業総務費ですが、45億5,400万円の増額補正を提案させていただいております。これは、11月21日に成立しました国の第3次補正予算により森林整備加速化林業再生基金の延長が決まり、平成21年度に設置した県の森林整備促進及び林業等再生基金として新たに45

億円の国費を積み立てるものでございます。

また、森林計画樹立費は5,400万円の増額をお願いしております。これは、当該基金を活用し、森林の境界明確化活動に対する支援のため増額するものです。

次に、林業振興指導費で1億6,700万円余の増額補正を提案させていただいておりますが、間伐の実施に対して助成を行うため、同基金を活用する間伐等森林整備促進対策事業を増額するものです。

以上、森林整備課として、冒頭分、追加分、合わせまして55億6,400万円余の増額補正を提案させていただいております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

補正予算において御説明しました森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部改正条例でございます。

7ページの資料により御説明させていただきます。

1の改正前条例の概要は、国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用して、平成21年度から平成23年度までの間、実施する事業費に充てるため、森林整備促進及び林業等再生基金を設置しているところでございます。

2の条例制定の趣旨でございますが、国の第3次補正予算が成立し、基金事業の実施期間が延長されたことに伴い、条例を延長するものでございます。

3の改正内容は、条例の失効期限を3年間延長し、平成27年12月31日とするものでございます。

4の施行期日は、公布の日から施行する予定でございます。

森林整備課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。

冒頭分の5ページをお願いいたします。

林道災害復旧費の現年林道災害復旧費ですが、2,015万円余の増額補正をお願いしております。

今回の林道災害復旧費は、本年8月の豪雨により被災した林道施設の復旧を図るもので、あさぎり町の天狗松線など7路線、7カ所について復旧事業を助成するものでございます。

次に、追号の4ページをお願いいたします。

2段目の林業振興指導費の林業・木材産業振興施設等整備事業費ですが、6億4,240万円の増額をお願いしております。

これは今森林整備課より説明がありまして、積み増しを提案されております熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用して、林業者等の実施される高性能林業機械の導入、木材加工流通施設及びバイオマス施設整備に対して助成するものであります。来年度予定事業を前倒しすることにより、事業の効果の早期発現を図るものでございます。

次に、4段目の林道費の林業専用道整備事業費ですが、1億1,500万円の補正をお願いしております。

これも同様に、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用した事業であり、間伐等の森林整備を促進するため、市町村等が実施されます林業専用道4路線の整備に対して助成するものであります。

以上、冒頭、追号合わせまして、林業振興課は7億7,755万円余の増額をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。

冒頭提案分の6ページをお願いいたします。

治山費で1億8,885万円余の増額補正をお

願っております。

これは、国庫補助金の保留解除に伴い、説明にありますとおり、本年6月の梅雨前線豪雨により発生しました山地災害箇所の中で、特に2次災害の危険性が高い2カ所について復旧を図るものでございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

冒頭資料の7ページをお願いいたします。

上段の水産環境整備事業費及び下段の水産生産基盤整備事業費に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

内容につきましては、水産環境整備事業費は有明海東及び八代海における覆砂工事、また、水産生産基盤整備事業費は熊本市地先の塩屋漁港における残土処理護岸工事に係るものでございます。覆砂工事、残土処理護岸工事のいずれも来年度の施行を予定しておりますが、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させる必要があるため、説明欄に記載しておりますとおり、水産環境整備事業費で4億3,000万円、水産生産基盤整備事業費で4億5,000万円、合わせて8億8,000万円のゼロ国債の設定をお願いするものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○中村博生委員 農産課の返納金ですけど、これは悪質とかそういうあれじゃないんでしょう。

○本田農産課長 これは悪質ではありません

ん。事務手続上、事業を年明けにやったりしますと、税の対象が1月から12月ということになりますので、翌年の確定申告ということですのでその分でおくれていますために、事業をされた農家の皆さんが確定申告をされたときに事業の分を忘れていたということでございます。

○中村博生委員 ちなみに、これは何年度になるとですか。

○本田農産課長 17年度から20年度にかけての事業でございます。

○中村博生委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○城下広作委員 せっかくだから、ちょっと委員長、確認だけさせてください。

例の森林境界明確化事業ですね。こういうのは、境界の確認をするときというのは、長くよくわからないとか、代々受け継いでいるんだけど境界は全然知らないとか、こういう状況はどうなんだろうかね。全体的な雰囲気でもいいですから。境界に立ち会う、確定するときに、スムーズにいくものなのか、かなり難しくてなかなか進まないという障害があるのかという、これは全体的な分で結構でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

実際に境界をおわかりになっている方というのは、実際木を植えた方とかは非常に高齢になっておられるという部分がございます。そのような方々に対しまして、なかなか速やかに進んでいかないという側面がございまして、このような事業を使いまして境界を明ら

かにするということを進めておるところでございます。

○城下広作委員 だから、そこでなかなかやっぱり現状として決まらない場合には、もうその事業が進まないというか、結果的にそうなっていくということですかね。

○河合森林整備課長 そこで、非常に詳しい方だとか、そういう方も、そういう境界を確認するときに寄っていただいて進めておるところなんですけど、なかなか面積も広うございまして、すぐに1年、2年で解決するというものではないんですけども、それを進めておるところでございます。また、地籍調査等の結果もあわせて行うというところもございまして、なかなか進まないところではあるんですけども、頑張っってそういう境界をはっきりしていったということを努力しておるところでございます。

○城下広作委員 実際そうなんですね。だから、今のうちに決めとかんとですね、だんだん先はもっと条件が悪くなりますもんね。もう息子たちは興味もないものだから——息子たちというか、次の代はですね。だから、境界すらちゃんと聞いてないと。だから全然わからないということで、だんだん時代がもう今から先になるともっとわかりにくくなって、いろいろと境界がわからないと、林道も通せないとか、いろいろ間伐もできないとか、そうなるといかぬから、やっぱり早いうちに呼びかけるといのは非常に大事なかなというふうに思いますので、一応そういうことでございました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 追号の4ページの林業等の高性能機械導入とかの5,840万ですか。これ

についての具体的な説明をお願いします。

それが1点と、もう1点は、今回の補正予算で非常に極めて奇異に感じるのは、ほとんど森林整備の予算が圧倒的に多いわけですよ。執行部が求める予算と申しますか、事業と申しますか、それと、この今回決定された補正予算についての受けとめ方といいますか、についてはどういう考えを持っておられますか。

○岡部林業振興課長 追号分の林業、詳しい説明、内容をということでございますが、民間事業体が整備されます高性能林業機械が3台、それと製材所が1カ所、チップ製造プレカット加工が3カ所、それと移動式のチップーといいますか、する機械が一式ということで、合計7施設を整備するようなことで御提案させていただいております。

○田代国広委員 補助金的な性格ですから、何割と補助率とかある——これは民間の方々の受益者負担と申しますか、そういった場合の負担率と申しますか、補助率はどうなっているんですか。

○岡部林業振興課長 国庫分といいますか、基金分で5割、単県の追加分で5%、55%で助成をしております。

○池田和貴委員長 田代委員、よろしいですか。

○田代国広委員 もう1点。

○池田和貴委員長 もう1点の方ですね。

○国枝農林水産政策課長 今回の補正予算の全体像につきましてでございますけれども、まず、国の3次補正の関係でございますけれども、これは10月に決定されたものが、東日

本大震災につきまして復旧・復興のための予算ということが中心となっております。

この中で、県で使えるものといいますのをいろいろ精査しているわけですが、林業の関係の事業が多かったという先生のお話でございますけれども、これにつきましては、国の方で延長しました基金ですけれども、これが東日本の震災の関係で全国的に木材を供給していくことが必要という名目で今回の3次補正に入っております。それを活用して森林の整備等を進めていくということでございますので、これは本県としても活用できるということになっておりますので、結果的に林業関係の施策の補正が多くなっているという状況でございます。その他につきましては、国庫内示増でありますとか、返還でありますとか、必要なものを計上させていただいたということでございます。

○田代国広委員 今の説明で、林業に関する補正予算が多く出たというのには理解をするわけですが、全体的に見て、もっと執行部としてこういった事業に予算がついてほしいとか、そういったものがありはしなかったかと思ったものですから尋ねているんですよ。余りにも圧倒的にこの予算が多いわけですよ。ほかにも補正で事業してもらいたいというのが当然あるわけでしょう。そういった点について、どういう考えを持っておられるかということの一つ聞きたいんですよ。

○池田和貴委員長 田代委員、農地整備予算ですとか、そういったものに対しても必要だということは議会の方でも意見書を上げたりしてありますが、そういった点がついてなかったということに対しての質問でしょうか。それとも……。

○田代国広委員 なかった——ある程度偏っているからですね。それに対するどういった

思いといいますか、受け取り方をしているかを聞いている。

○福島農林水産部長 具体的ではありませんけれども、今課長が説明したとおり、実態として、国の制度が整った分で林業が多かったということで入ってます。

私どもとしては、国の方にも、例えば今委員長がお話しになりました農業土木関係の予算というのについても機会あるごとに国にも要望してますし、この前の県選出国会議員の先生方にも、その点なんかも、ほかの農業土木だけじゃなくて営農関係のそういうのも要望しております。

何せ単県で処置できる額というのは、本当になかなか厳しいものがございますので、できるだけ国の予算、制度を活用するというのは、これまでもそうですし、これからもそうだと思っております。結果として、先生がおっしゃるように、今回は林の関係の制度が国の方でついたということで、それを活用させていただいていると。

ちなみに、まだ確定的ではありませんけれども、4次補正の話もありますので、そういう中でメニューを、今情報等もしっかり——なかなか現段階では難しゅうございますが、情報もしっかりとって、活用できる分については活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田代国広委員 それなら、いわゆる3次補正が主でありますですね、この予算の、国の3次補正が。それで、結局この3次補正というのは、震災を中心にした3次補正だったわけですよ。だからやっぱりこういった予算措置になったというふうに理解していいわけですか。

○福島農林水産部長 課長が説明しましたと

おりであります。今回、先ほど私の方から最初にお礼も申し上げましたけれども、国の基金事業がなくなると。それについて議会の方も意見書等を出していただきました。我々もお願いをいたしました。そういう形で、3次の中で、その部分も国の方で対応していただいたということでございます。だから、震災だけが措置されたということではありません。中心はそれだったと思いますが、それ以外の我々が活用できる部分も措置されたということで、繰り返しになりますが、そういう、我々のところでしっかり利用できる部分については利用し、活用していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○池田和貴委員長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。ありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第33号及び第35号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題として、これについて審査を行います。

それでは、請第14号について、執行部の方から状況等について説明があればお願いを申し上げます。

国枝農林水産政策課長。

○国枝農林水産政策課長 先ほど県の中央会の方から趣旨説明のありましたTPP交渉参加反対の意見書提出を求める請願書について状況報告をいたします。

県としましては、国に対しまして、農林水産業の将来ビジョンを具体的に示すこと、それから、参加判断する際には国民に対する情報提供を尽くし、慎重に議論を重ねて国民合意を図ること、これにつきまして一貫して訴えてきたところでございました。

しかしながら、そのTPP協定に関し、今なお国から明確な情報が示されておられません。協定に参加した場合の具体的な影響ですとか対応策について、県としても正確な情報がつかめていないというところで、正確な状況を把握することが困難な状況にあるということでございます。

政府、農林水産省におきましては、昨年の10月に、我が国農業について一定の仮定のもとに試算を行っております。これを本県農業に当てはめると、農産物、生産物が最大で1,147億円減少する可能性があるという試算になっております。これは本県の農業産出額の約38%に相当し、大きな打撃を受けるものというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。

ただいま、県から状況について説明をしていただきましたが、今の説明について何か御質問ございませんでしょうか。

○城下広作委員 正確な情報がないのに、影響する試算が幾らというのは、なかなか逆に出しにくいというか、その根拠はどうなるんですか。

○池田和貴委員長 今の1,147億の、その根拠はどこかということです。

○城下広作委員 情報がないといいながら、その数字を出すというのは、なかなか難しいと思うんですよね。

○国枝農林水産政策課長 補足させていただきます。

農林水産省が昨年10月に行いました試算というのがございまして、計算過程が明らかにされてございます。これにつきましては、まず3つございまして、対象品目については、関税の率が10%以上で国内生産額が10億円以上の19品目。それから、それにつきましては、これは仮定ですけども、内外価格差とか品質の点から、輸入品と競合するものと競合しないもの、これも完璧に2つに分けてしまうと。その上で、全世界を対象に直ちに関税撤廃を行って、それで生産量の削減、価格低下に対して何らの国内対策も行わない場合と、この3つの仮定のもとに品目の計算をしてございます。

この19品目のうち、我が県に関係のあるという品目について、同様に、例えば米につきましては、具体的に農水省の方で、差別化されないものが90%、これが外国産に置きかわって、有機米でありますとか、そういう特定のものが10%だけ残るというような仮定を出しておりますので、これを我が県の生産額等に直接当てはめて計算をしたというものでございます。これを積み上げると1,147億円という数字が出てくるということでございます。あくまで農林水産省の計算過程をそのまま当てはめた場合にこのような試算になるということでございます。

○城下広作委員 全く大ざっぱじゃないということは大体わかりました。ただ、やはり内容によっては、そのときの国民のいろいろ消

費の判断ということで、またいろいろ細かく変わるだろうと思うんですけども、いずれにしろやっぱり具体的な数字を出すときには、より情報がないということを——やっぱり確かにつかむというか、そこから数字が出てくると思いますので、ここは限りなく現実に近いという数字をもって危機感を感じるということにもつながると思いますので、ここは国も本当にそういう情報といいますか、現実はどうなるかということを細かく計算する必要があるなと思います。それを受けて、我が県もどういうふうな形に、実際どうなるか。もっと悪いケースになったら、もっと打撃は大きいよということもあり得るかもしれないから、こういう意識を持っとかないかぬなと思って、一応確認をさせていただきました。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○田代国広委員 私は、ここには書いてありませんが、断固阻止の立場でおりますが、非常に政府の情報が入ってこない、わからない、説明が不足しておるということもありますが、もう一つ皆さんにお願いしたいのは、いわゆる霞が関ですね。経産省とか財務省あたりはかなり積極的に発言しておるようですし、問題は農林水産省がどれぐらい頑張っているのか、そういった情報をぜひできればキャッチしていただいて、流していただければ大変ありがたいと思います。

私は、なぜ反対かというのと、やっぱり農減びて国減ぶが、私のライフワークというか、あるいは哲学なんです。何としても、今でももう農業が衰退しておるのに、これに参加したら、もう今よりも衰退するのは間違いなわけですから、果たして、本当に国家として、地方がますます冷えていくわけですから、本当に将来を心配します。大量生産、大量消

費、大量放棄、こういった時代が今後もずっと続いて果たしていいのかという、そういった側面からいささか危惧をしておるわけでございまして、そういった観点からも、ぜひこの問題には、とりわけ農業を守るという観点から私はもう反対をしておるわけでございますので、ぜひ、農林水産省あたりの頑張りぐあいを、できれば情報をキャッチしていただいて、知らせていただければと思っておりますので、お願いしておきます。

○村上寅美委員 その他でいい。まだ……。

○池田和貴委員長 この請願以外ですか。ちょっとお待ちください。

ほかにございませんか。なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第14号については、いかがいたしましょうか。採択、不採択……。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 採択という意見がございますので、採択についてお諮りいたします。

請第14号を採択することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、請第14号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定をいたしました請第14号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。意見書案の中に農林水産業のほかに医療、保健、雇用、食品安全、また地域経済、環境保全等の内容が含まれておりますので、意見書については、別途議員提出議案として提出される予定でございますので、申し添えておきたいと思っております。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出があっております。

それでは、国枝農林水産政策課長から報告をお願いいたします。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課から、熊本県森林・林業・木材産業基本計画の見直しについて状況報告をさせていただきます。

A3の横紙1枚とそれから右2点どめの概要という2冊をお手元に配付させていただいております。説明は、A3の概要の方、A3一枚紙の方で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この計画の見直しを行うことにつきまして、9月の委員会で御報告をいたしておりますけれども、新たな計画案の概要について進展しておりますので、説明させていただきます。

今回策定を予定しております計画についてですが、現在2月議会での提案に向けて作業を行っており、現時点のその計画案の概略ということでございます。

策定の背景、左上でございますけれども、平成19年3月の現行計画の策定から5年が経過しております。森林、林業、木材産業を取り巻く諸課題に対応するために、重点的に今後5年間に取り組む課題や施策について県民に対して明らかにすることが趣旨でございます。

我が県の森林、林業、木材産業を取り巻く課題といたしましては、まず、木材需要の動向の変化、これは国産材への期待の高まりでありますとか、それから大規模な木材加工施

設の稼働、3番目としまして、新エネルギーへの期待の高まりといったような状況がございます。

また、右側の方の(4)と(5)ですけれども、国におきまして木材自給率を50%以上とする森林・林業再生プラン以降の政策展開、それから、公共建築物等木材利用促進法の施行といったような状況がございます。

次に、左下の四角の中、現状と課題についてでございます。

まず、森林の現状につきましては、真ん中のグラフがございます。伐採適期に差しかった森林資源大変多くございまして、主伐可能な面積は、10年後には人工林の82%に至るという状況でございます。

ただ、グラフを見ていただいておりますとおり、若年齢の森林が非常に少ないということになっておりまして、右側の森林の課題でございますけれども、林業の持続性のためには、長期的に主伐と再造林を行うことによって林齢構成を平準化していくことが必要というような状況でございます。

また、人工林につきましては、森林経営に利用していく森林、それから環境保全として守っていく森林というふうに区分して、柔軟にこれから行っていくということが課題でございます。

次、2段目、林業の現状ということでございます。

まず、本県の杉、ヒノキの素材価格につきましては、30年前の約3分の1に下落したままで推移してございます。また、森林の所有構造につきましては、経営者の数が3分の2程度に減っておりますけれども、小規模、分散な構造は変わっていない、また、路網の密度は、いまだ低位な状況にあるという状況でございます。

また、真ん中のグラフでございますけれども、これは我が県への素材入荷量の推移というグラフでございますけれども、製材工場等

への素材の入荷量は、平成22年につきましては、21年から23%の伸び、これは経済動向の状況ということ、それから大規模製材工場の稼働というような状況がございます。

内訳を見ていただきますと、ちょっと小さくて恐縮ですけれども、黒色の部分が県産木材、薄い着色した部分が他県産材、それから白い部分が輸入材というふうになってございますが、見ていただきますとおり輸入材の割合が大変減少してございます。ただ、その分県産材の需要が伸びているわけではございませんで、他県から入ってくる分が非常にふえていると。我が県から外他県へ出している分に比べてもふえてきているという状況でございます。

それから、グラフ一番下でございますけれども、円グラフですが、これは年間の我が県の伐採量についてですけれども、搬出して使われている部分が約4割、未搬出の部分が約6割ございます。この6割の未搬出の木質バイオマスのうち、できるだけ林地残材として残されている分を活用していきたいというのが一つの課題でございます。

済みません。林業の課題のところちょっと戻りますけれども、課題としましては、間伐等の事業量を面的にまとめて集約化していく。集約化を前提としまして、路網の整備、それから、高性能林業機械等を導入することによりまして、高い生産性を確保して収益を上げていく構造に持っていきたいということが課題でございます。そして、再造林を確保しつつ、主伐や搬出間伐により原木を安定供給するという構造に近づけていきたいということでございます。

3段目、木材産業についてでございます。

現状としましては、木材需要に大きな影響を及ぼす住宅の着工は減少傾向にございます。ただし、木材住宅の減少幅としては少ないという状況でございます。

それから、国産材の流通構造につきましては

は、輸入材に比べて少量で多段階になっているという状況にございまして、課題としましては、県産木材の利用を住宅、公共建築物、それから新たな分野等にどんどん拡大していくということ、それから需要者ニーズに的確に対応する木材産業づくり、それから流通の効率化等が必要であるというような現状と課題でございます。

このような現状と課題を踏まえまして、今後の基本的方向としまして右側の方に整理してございます。

基本的な考え方といたしましては、左側のグラフでお見せいたしましたとおり、我が県の森林の林齢構成が非常に偏っておりまして、これは将来の我が県の林業の持続を危ぶむような状況になっているという状況でございます。

これは、材価が低かったりとか再造林のコストが高いというような状況がございますので、これをどうするかということでございますが、右側の一つ考え方としましては、まず1つは、木材が安定的に供給される仕組みの構築ということでございます。

これは、今申し上げましたとおり、再造林を確保しつつ主伐等の林業生産活動を活発化させることと、これによりまして、森林の林齢構成を平準化することによって我が県が持続的可能な林業を確立していくということが、まず1つ必要となってきたでございます。

また、その前提としまして、ただ切っていくだけでは足りないということでございまして、県産木材の利活用を最大化する、これが大前提として必要になってくるということでございます。公共建築物や住宅の木造化、木質化、それからエネルギー利用等に積極的に活用していくと。それから、需要者のニーズにこたえる競争力のある木材産業づくりを進めていくということが大きな課題でございます。

今回の新たな計画の基本的な考え方とし

ましては、薄い四角の中に書いてありますとおり、県産木材の需要を最大化させて、成熟した資源を生かす林業へ動かしていくということが基本的な考え方でございます。

この考え方に基きまして、右側の下の1から6に具体的な新しい計画の骨子を記してございます。

まず、第1点目でございますけれども、循環資源である県産木材の利活用の最大化というものを掲げてございます。ここでは、住宅や公共建築物の木造化、木質化の推進、それから木質バイオマスのエネルギー利用と新たな需要の拡大ということに取り組んでまいります。

2点目は、需要の動向にこたえ競争力ある木材産業づくりを掲げてございます。乾燥や強度といった品質や性能が確かな木製品を供給できる体制づくり、それから木材流通機能の拡充強化というのを進めてまいります。

3点目といたしまして、成熟した資源を生かす林業の再生ということでございます。木材の安定供給に向けた森林整備、路網や機械化による林業生産性の向上、それから林建連携等、担い手の確保、育成に取り組めます。

4点目としまして、これまでも重視してまいりましたが、公益的機能等を重視しました多様で健全な森づくりについても引き続き取り組んでまいります。間伐等による適正な森林管理の推進でありますとか、山地災害対策による安全、安心な県土づくり、ボランティアでありますとか企業等による県民参加の森づくりというのを進めてまいります。

5点目は、森林を支える山村の振興でございます。

シイタケ、タケノコ等の特産林産物の振興でありますとか、それから深刻になっておりますシカ、イノシシ等の野生鳥獣の被害対策などを進めてまいります。

6点目は、これらに共通する話といたしまして、森林、林業、木材産業を支える研究、

それから技術開発と普及の推進でございます。

それから、各地域振興局単位で、地域編といたしまして、11地域ごとにそれぞれの地域で重点的に行う事項を策定というのをおあわせてつけてございます。

このような取り組みを進めることによりまして、地域の主要産業としての林業の再生でありますとか競争力ある木材産業づくりを目指すとともに、健全で持続的な森づくりに取り組むということにつなげてまいりたいと考えてございます。

本計画案につきましては、今月中にパブコメに付した後、2月議会において改めて詳細に提案をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 報告が終了したので、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

○鬼海洋一委員 ちょっと質問ですが、この策定の背景の中の2番で、大規模な木材加工施設の稼働が九州内で相次いでいると、国産材の需要が増加しているということでしたけれども、ちょっとこの中身を教えてくださいというのが1点と、それから林業の現状の中で、素材入荷等の推移が棒グラフで示されてありますが、この中で、国産材というのは比較的ふえている中で熊本県産材は余り伸びていない、他県のもので移入をしているというのがありますが、この辺の消費構造といいますか、この辺のところはどうなっているのか、2点を御説明いただきたいと思います。

○池田和貴委員長 これはだれが説明しますか。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。

委員お尋ねの1点目、大規模工場の操業というようなことでございますけれども、県内では、球磨郡に協同組合でつくられましたくまもと製材、それと、玉名地域等で、玉名の南関町にございます大石製材というところがございますけれども、そちらの方が両社とも10万立米程度の工場の整備になっております。また、県内で5万立米程度が天草に1社、それと上益城の方に1社というようなことで、県内で大規模工場が、整備が徐々にではございますけれども進んでいるというような状況でございます。また、他県で、宮崎県の方でも都城等到大規模工場等が本県と同様に整備されているという状況は把握してございます。

続いて2点目、素材入荷量が、素材の量がふえているけれども本県産の素材がふえてなくて他県の分がふえているという状況と申しますか、についてということでございますけれども、これにつきましては、ただいま申し上げました大規模工場、主に球磨郡と玉名の方の工場でございますけれども、球磨郡の方につきましては宮崎県産と鹿児島県産の材が協定のもとに納入というようなことがございまして、本県分でも協定に基づく納入がございすけれども、それに追いつかないといひますか、宮崎あたりの材が協定によって多量に入ってくるというような状況がございします。それと、県北の方の玉名の方につきましては、鹿本、菊池あたりの材を一生懸命使っていたいひるわけですが、ちょっと素材生産が足りませんで、大分の日田あたりが7市場とか8市場ございすけれども、そちらの方から購入されているといひますか、というようない現状がございまして、このような他県産がふえているというようない状況でございす。

○鬼海洋一委員 わかりました。

そこで、2番目の件ですけれども、国産材の

需要が増加というふうになっている。今の岡部課長の話を聞きますと、供給体制が強化されたということでは理解いたしましたけども、何か国産材の需要が増加をする消費者動向といいますか、あるいは県内の建設、建築にかかわる事業者との連携だとか、そういうものがなされているかどうかということ、ちょっともう1点お尋ねしたいと思います。

○岡部林業振興課長 需要の拡大というようなことの御質問だと思いますけども、本年2月に需要拡大の基本方針を議会の方の御説明もする中で了承いただいたわけですけども、その中で、公共事業等に対する木造率あるいは木質化の率ということを定めさせていただいておりますので、そちらの方での需要が若干の増が見込めるというようなこと。それと、県内の市町村におきましても、県の方でそういう同様の木材の利用、需要拡大についての方針の策定をお願いしているところですけども、現在、阿蘇郡を中心に県内8市町村で同様の方針を策定していただいております。ほかの市町村にも働きかけておりますので、公共事業、公共工事については今後かなりの増が見込めるのではないかというふうに思いますし、住宅の着工でいいますと、県内の木造の着工戸数というのはふえているということではございませんけども、前年といいますか、ここ数年変わっておりません。率的には集合住宅等の関係で上下はしておりますけども、木造の戸数自体は変わっておりませんが、リフォーム等がかなり増加するというふうな見込みもございますので、公共工事だけではなくて民間の事業についても需要の増が見込めるのではないかなというふうには思っております。

○鬼海洋一委員 この需要増については、公共というお話もありましたが、現在それでふえているという可能性の問題としてとらえさ

せていただきたいと、今の説明から見ますとですね。ただ、公共材というのは先導的な役割は果たしますけれども、全体量としては一般の建築物の県産材の利用がふえなければ、大きく伸びるという要素でないんじゃないかというふうに思いますので、その点をもう少し御説明いただければありがたいというふうに思います。その辺いかがでしょうか。

○岡部林業振興課長 一昨年から議会の方の御承認を得る中で、木材フロンティア事業ということで、今まで木材を駆逐されたといいますか、ちょっと表現が適切ではないかもしれませんが、鉄とかアルミに取ってかわられた部分を木材にまた復活しようというようなことで、フロンティア事業という事業を認めていただいて、例えばコンビニの、木造のコンビニを標準設計してみようとか、幼稚園、保育園等の音響施設の関係で、壁を木質の音響に優しい、体に優しい音響施設をということで、音響施設を今実験するというようなこともやっておりますので、そういった面で、住宅ばかりではなくて、ほかの面でも需要を開拓するというようなことでの取り組みをやっているような状況でございます。

○鬼海洋一委員 了解しました。

それから、先ほどの製材工場、特に球磨の製材工場等については、執行部ももちろん相当な努力をいただきましたし、議会としても全面的なバックアップのもとにできた製材工場ですけども、それが県内産じゃなくて外からのやつも含めてせざるを得ない、あるいは南関の方の大石さんですかね、ここもそうだというお話がありましたが、これは結局その供給体制が強化をされても県内産がその中で含まれる、県内産がその中で大きく影響を受ける、量的拡大のためにという状況がなかなか数字として見れないということになりますと、池田委員長もそうですが、森林組合と

の関係も含めて、もう少し整理をすべき点があるんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

○岡部林業振興課長 先ほど御説明した中にも、加速化基金ということで高性能林業機械や製材所等の整備を提案しているところがございしますが、3年前からこの基金が動き始めて、その中で、素材生産のための高性能林業機械、あるいは今回は専用道ということをお願いしておりますけれども、以前から、作業道というようなことで、その基金の5割を超える量で間伐なり道の整備、それプラス先ほど言いました高性能林業機械等の導入を図っております。

ちなみに、県内で63の認定事業体という素材生産業の方の団体がございしますが、その中の5年間の増産計画をとりますと、5万立米とかを超える立米数が5カ年ではありますけれども出てきておりますので、そういうところに高性能林業機械等の導入を、早目に導入することによりまして、委員御指摘の素材生産の量というものの確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○池田和貴委員長 よろしゅうございますか。

○城下広作委員 ちょっと確認なんですけれども、木材の——県内で消費されるのが一番なんですけれども、隣の中国——本当に、要するに輸出という形の部分というのは、これは宮崎の森林組合も取り組んでなかなか厳しかったという話もよく聞いております。これはやっぱり全然芽がないですか。あれだけ大国で、森林もない国で、本当に木材を必要とするのはあるだろうと思うんですけど、価格が合わないのか何なのか、全然厳しいんですか。その辺のところのちょっと確認させていただきたい。

○岡部林業振興課長 木材の輸出についてという御質問でございますけれども、現在県内でも輸出をされている企業がございします。22年度で850立米輸出されておりますし、ことしにつきましても、八代にございします企業が、主に台湾にでございしますけれども、素材を輸出してございします。値段的には、国内と同等程度で高く売れるということではないんですけども、一応輸出の方についても、八代港の方からですが、輸出の実績がございします。

○城下広作委員 余り私は森林のことは詳しくはないわけなんですけれども、本当あれだけ大国で、ばんばん経済成長を続けて、余りあその国に森林があるような雰囲気はないし、ただ、杉、ヒノキを好むか、それはわかりませんが、本当は販路の相手としては一番九州に近いというメリットを含めながら、港もあることを含めて、今回上海事務所もできると。売り込みという形で過去にも何回か当然やられているけれども、まだまだ何かこう視点を変えてやれば開けるんじゃないかというちょっと期待もしたいなと思ひながら。どうしても国内だけでは限界があるし、県内産を県内で消費するというのを頑張っていたいていうのはわかるけれども、やっぱりもっと大きなマーケットを、何か売り込んで、形を変えれば、取り組むという形になる何かを考えてもいいと思うし、その辺のことも、今国際的な木材の需要はあるといいながら、一方でなかなか、いざ売り込もうとしたらなかなか厳しいんですよという話になってるから、ぜひ何か知恵を出して、可能性があるなら頑張っていたきたいなという要望でございします。

○池田和貴委員長 はい、わかりました。輸出については、為替の動向もございしますし、ただ、やっぱり何社か頑張っていらっしゃい

ますので、その辺は今後とも市場として見ていければというふうに思っています。

ほかに何かございませんでしょうか。

○橋口海平委員 先ほど民間の需要増というお話があったんですが、私たちぐらいの世代からしたら、木を使うということが環境破壊というふうなイメージがありまして、もっと木育ですか、木を使うことが森林や山村を救うことの理解というふうに書いてあるんですけど、ここをもっともっとアピールしないと、いろんなところで今割りばしとかがなくなっていつているので、そういうイメージで環境破壊というイメージがついているので、そこをどうにか変えていってほしいなと思います。

○池田和貴委員長 要望ですよ。（橋口海平委員「はい」と呼ぶ）岡部課長、何かコメントあります。手を挙げかけたけん。

○岡部林業振興課長 今、木育について一生懸命取り組むようにという御発言だったと思います。今後とも取り組んでいこうと思っておりますので、ちょっと現状だけを御説明させていただきますと思います。

今県の方で取り組んでおりますのが、積み木ですね。木製のヒノキでつくった積み木を県内のいろんな幼稚園とか保育園等に貸し出して、それとあわせて、今委員がおっしゃいました、森を切ることが悪いことではなくて育てることにつながるんだと。

政策課長が言いましたように、切った後はちゃんと植えないといけないけども、切ることが悪じゃないというようなことの講座といますか、そういうのをあわせてやっておりますし、幼稚園とか小中学校に木製の机、いすのプレゼントといますか、補助率が2分の1でございますけども、そういうことで、スチール製の机等を木製の机、いす――

我々の学校のときには全部木製の机、いすだったんですけども、そういうものの導入によって子供たちに幼いころから木に親しんでいただきたいというようなこと。

それと、小学校、中学校向けの社会科や技術家庭の副読本ということで、先ほど委員がおっしゃいました、森の手入れの仕方とか森の状況、それと森を手入れすることが自然の保護につながるし、切ること自体も、先ほど言いましたようなことの説明をする中で、木育というものに取り組みせていただいているような状況でございます。

○池田和貴委員長 橋口委員、よろしいですか。

○橋口海平委員 はい。

○池田和貴委員長 岡部課長、今いろいろ御説明をしていただきました。そういったのは非常に必要だと思いますが、緑の少年団の活動がございますよね。緑の少年団の活動の中で、やはり同じような、今橋口委員がおっしゃったような話を学校で聞いてきたとか、学校の先生が木を切ることはよくないことだというような話をされたとかということを言う子供さんがいらっしゃるんですね。というのは、いわゆる海外での大規模伐採、その後の環境破壊といったイメージでのお話だと思うんですが、こっちで言う木を切るというのは全く違う話なんですよ。この辺をどうきちんと伝えていくかということが重要だと思っております。

そういった意味では、もちろん家庭や子供さんに働きかけることも重要なんですけど、やはり子供が一番影響を受ける学校の先生方にこの辺をどういうふうに説明したらいいかということを伝えて、学校の中から副読本を読むときに説明をしてもらうとか、やっぱりそういう努力が必要じゃないかというふうに思

うんですよね。そういったこともぜひよろしくをお願いします。

藤崎局長、どうぞ。

○藤崎森林局長 今委員長がおっしゃいました学校の先生たちに対する研修でもですね、金峰山に1泊で社会教育の先生たちをお呼びして、そして先生たちに木材を使うことはこういうことにつながりますよといったことをお教えする、そういうのもちゃんとやっております。ですから、先生方の影響って物すごく大きいものですから、先生たちにその辺をよく理解していただいて、子供さんに伝えてもらうということもやっていきたいと思えます。

そして、もう1点、今子供さんたち相手ですけれども、県産木材アドバイザーということで、設計士とか住宅メーカーさんの営業マンの方、そういう方たちにも、県産材、地場材を使うということは、こういう環境にもつながってまいりますというようなことを、いわゆる施主さんになる方、相談に来られた方に伝えていただけるような、そういうことで、県産木材アドバイザー制度というのも今やって、伝えていただくような努力もしております。これから、また頑張って伝えてまいりたいと思えますので、よろしくお願いします。

○池田和貴委員長 いろんな世代の方にお知らせをしていくには、いろいろ手法があると思うんですね。子供さんとか、PTAの世代ですとか、例えば若者だったら、その若者に影響力のある人に、そういう理解のある人に広報の媒体として出ていただくとか、そういったやり方を考えながら、やはり伝えていくところは伝えていっていただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

○田代国広委員 材価ですね、木材の価格。例えば、杉の場合、1立米で今幾ら、1万何ぼぐらいですかね。採算ベースと申しますか、林業として最低限の経営が成り立つ材価とは一体幾らぐらいなのか、わかりますか。

○池田和貴委員長 だれが答えますか。

○岡部林業振興課長 木材の市況につきましては、現在、杉丸太で、1万立米ですけども、1万2,000円弱のようなところで価格が推移しています。最近製品は余り高くなっていないんですけども、原木価格は若干上昇みではございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございますが、木材の価格、杉でいいますと1万2,000円ぐらいということで、それで経営上成り立つかどうかという御質問だと思うんですが、なかなか正直なところそれで成り立つかどうかというのは難しい側面がございます。

といいますのが、じゃあ切って次植えたときにどれだけのお金がかかるかといいますか、あと育てるのにどれだけのお金がかかっているかといいますと、もうその分をすべて回収するというのは、正直なかなか今のような状況では難しいと。今育てている木を切って市場に出して木を植えたといって、大体お金がとんとんぐらいといいますか、というぐらいになってしまうので、余りそのままの状況ではよくないので、それをもうちょっとまとめて、例えば木を伐採して、まとめて植栽をして下刈りをしてという形に持っていけば、かかる費用が抑えられるのではないかと。ということで、集約化といっておるんですが、そういうまとめて森林に係る事業を実施していこうということを進めておるところでございます。ですので、今のこの1万2,000円ぐらいでも林業の経営として成り立つような形というのをつくっていききたいということで

ざいます。

○田代国広委員 1万2,000円では成り立たないから、こういった議論になっとるわけでしょう。ですから、例えば1万2,000円が2万4,000円になれば成り立つのかどうか。そういうことになれば成り立つかもしれないと思うんですよ。その辺をまず知りたかったのが1つ。

なぜかという、成り立たないと困るのは、結局皆伐した場合、あと植えないわけですよ。これが一番恐ろしいんです。困るんです。国民が困るんです。ですから、採算が合えば皆伐して、また植栽する、いわゆる循環型になるんですよ。これが理想であり、理想の実現のために我々は努力せないかぬわけですから。そのところね、例えば2万4,000円になれば林業として最低限の経営が成り立つという試算ができたなら、それに対してどうやって行政としてやればいいのかということが生まれてくると思うとたいな。

例えば、今回57億もの基金を積み立てましたけれども、また別の方法も、その金を使う方法はないのかとか、財政的な支援ですよ、林業家に対する。それをしないと、まず今の現状では、皆伐したら恐らく植えないでしょう。植樹して育樹ですね。それじゃ困るわけですよ。林業家じゃなくして我々が困るんです。山が荒れてしまうわけですから。水だろうと、あらゆるものが、やっぱり環境問題に極めて重要な役割を果たしているのが森林であるわけですから、これをしっかりと守って受け継いでいくのが我々の、行政としての責任だと思いますから、そういった観点から試算を一遍してください。

○池田和貴委員長 要望ですか。田代委員、なかなかですね、やっぱり個別個別の地域地域とか、その山々によって変わるところもあると思うんですね。全体でどの辺の価格だっ

たら林業が成り立つかどうかというのはなかなか難しいところがあると思います。

ただ、今おっしゃられたように、山が循環の中で生きていくのが私たちにとってもいいというのは間違いないというふうに思っていますので、それに向けて私たち委員会としても、そういった方向性をまとめていきたいと思しますので、ちょっと幾らだったら幾らというのは、なかなかそれは難しいと思うので、これは要望——お話の趣旨としてはわかりますが、金額を出すというところはちょっと難しいかなと私も思うとですけど……。

○田代国広委員 60年とか70年で伐採すると仮定するですたいね。そうした場合の、ある程度単価が出ると思うんです。あとは、問題は地理的なものがあるですたいね。山によって違うけん、材質がいいとか悪いとかあるけんですね。

○中村博生委員 関連でいいですか。

せっかく価格のあれが出ましたから。この図を見ますと、ヒノキの丸太で、昭和60年にがたっと落ちて、平成2年にがたっとまた上がってますよね。この原因は何かわかりますか。

○池田和貴委員長 別添の資料の方ですね。この基本計画案の概要の3ページですね。

○中村博生委員 要因は何かわかりますか。

○池田和貴委員長 図の1の平成2年からずっと下がってきている理由ですね。

○岡部林業振興課長 済みません。昭和60年の単価の下がりの原因の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど御説明したいと思います。

○池田和貴委員長 いいですか。

○中村博生委員 いいです。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 ちょっと、長年じゃないけど、ずっと何というかな、気にしてたということがあるんですよね。例えば、熊本だけでいいですよ。日本でもいいんですけども、杉山がありますね。杉、ヒノキがあります。伐採する。需要があって伐採する。そしてまた植林をする。それが一番、先ほど言うようにぐるっと回るからいいと思うんですけど、ただ、だんだん今から人口が減少になる。木材の需要が同じような状況になるのか。そのとき、杉、ヒノキという木材が、同じように今までのように植林をずっと繰り返していくのが果たしていいのか。それとも、今度は部分的に広葉樹に——無理してたくさんつくったものだから、ある程度の段階では広葉樹に逆に言えば植えかえる方がいいんだとか、こういうようなシミュレーションというのは現実には考えてあるのか。考える必要があるのかないのかも含めて。全く私は——日本全体の杉山が、例えば熊本県の杉山が、ヒノキがどのくらいの需要かを見越していく。だけど、それはずっと同じじゃないと思うんです。やっぱり人口が減少していくと、だんだんしぼんでいく。そのときに、どこかの分岐点で、わざわざ杉を植林しなくて広葉樹の方が逆に自然にいいんだとか、そういうようなシミュレーションの考え方というのはどうなのかなと思って、一回確認しておこうと思いました。

○河合森林整備課長 済みません。お手元資料の8ページをごらんいただければと思います。A4横の8ページでございます。

「将来の森林のカタチ」というところで、

区分の左側、人工林というものが、現状が24万ヘクタールというところになってございます。将来的には、経営林という杉、ヒノキの人工林として持っていくものが17万ヘクタールと、減らすと。保全林といたしましては、針広混交林化、また広葉樹林化するというのが7万ヘクタールという形に持っていこうというものでございます。

委員御指摘のとおり、今現在人工林のところというのが非常にたくさんありますが、経営状況といたしますのが、山の上の方で例えば道がないところ、そういうところにも人工林があるという現状でございます。それにつきましては、戦後の非常に山が荒れた時代に一生懸命植林をしていただいた山だというふうに認識はしておるわけでございますけれども、現在の状況からいって、なかなか経営的に成り立たない場所というのも存在していると。そのような場所につきましては、今植えている人工林につきましては、極力使わしていただいた上で、針広混交林化または天然林の方に持っていくということが必要だと、そういう認識でございます。

○城下広作委員 了解でございます。一応ちゃんとしてあったから安心しました。具体的な雰囲気をよく我々も理解しとかなないと、ちょっといけないなと思って。わかりました。ありがとうございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○村上寅美委員 きょうは岡部委員会のごたるね、これは。

部長に。きょうこれで要望書も議長あてに来てるけど、そういうことで民主党政権になってからは思い切って予算がカットされたと

ということで、荒廃地がふえているということは紛れもない事実。

そういう中で、知事との話で、我々自民党の幹部のところで、やっぱり国がこういう状況だから熊本県は独自にやりますと、独自の施策をつくって農業は守らなくちゃいけないということを知事はよく言われるわけよね。

だから、そういう点で、独自といたってこれは限界があるけど、限界はあるけど、そういう意気込みでやっぱり知事が思い入れがあるということは非常に高く買いたいし、ところが、あんたたちのところで、予算がない、あるいは国の事業ではないということでもともとという話になる可能性があるけど、そういう意欲は部長初め幹部の、1列目の人たちは持ってるの。あるいは、そういう話が知事からあるの。ちょっと聞きたいけど。

○福島農林水産部長 先生がおっしゃってることについて、ストレートにお答えかどうかあれですけど、我々は——知事も4年目になりまして、例えば農の分野でいけば、いつも説明に使わせてもらってる耕作放棄地の話も、まずは知事からの提案があって、休耕田、耕作放棄地対策やるべきだという話があったときに、なかなか難しいんじゃないかというのは正直あったように記憶しております。

ただ、やはり何とかせないかぬなということで、予算的なものも——額的には単県でするのでそんなに大きくはありませんけど、それに取り組もうということで、予算的には単県で耕作放棄地を解消したのについて1反当たり幾ら出すとか、そういう工夫をさせていただきました。

そして、その後、国の方が、この取り組みを——ストレートにこれを取り上げたかどうかは国の方ですからわかりませんが、同じような耕作放棄地支援策をつけてもらいました。それによって、農用地について基本的

にはそういうのが入ってきたから農用地にはそれを活用しよう、農用地以外は国の方が対象にならないので単県で対処しようとか、あるいは、学校でも、そういう先ほどのお話じゃありませんけど、学校でも……

○村上寅美委員 長く言わぬでよか。そういう意気込みでね、やりますということを一言言うとかかったい。

○福島農林水産部長 そういうことで、言いましたように、我々も、国だけに頼るとか、国の予算がないからというようなことでやっているつもりではみんなおりません。ただ、限界があることはあるので、知恵を出さないかぬなというふうに思っております。

○村上寅美委員 基幹産業が農業ということの位置づけを、あんたたちもそうだし、知事もそう、我々もそうだから。その中で、ちょっとミカンの話で、数年前、全国県議会議連会長をしているとき、国に強く要望して——ミカン課長おるかな。あれが、昔の減反じゃないけど、今4年間で改植で国が制度をつくったわけだね。20万かな、4年間でね。4年間で20万、反当。そういうことで国がつくったわけよ。ところが、県とJAは全然入らぬわけよ、今国の補助事業に対しては。すべて県とJAは、全然。だから、国が50%、例えばミカンじゃなくても50%の事業が来たら、後は生産者なんですよ、今。そうでしょう、すべて。

だから、ここをね、ミカンだけじゃなくて、ここを農業のそれぞれの施策の中で、やっぱり担い手とか、いろんなやる気というか、食糧自給率にも影響するというような事業に関しては、やっぱり国の制度もだけど、県の制度として——全国で初めてというごたることは大体知事も好きだから、最初にやるのが。施策をつくって、JAも巻き込むわけ

よ、JAも。そうすると、ほら50%の負担が、県の施策をつくってくれば、JAあるいは市町村——市町村は申請で10%か5%ぐらいつけようだけど。だから、そういうことでしたら日本一のね、ミカンに限らず、やっぱり私は日本一の農業ができると思う、本当に。大した金じゃなかもん、土木からするなら。数十億で足るもん。

だから、ぜひ、熊本独自のということをよく知事が言われるから、その辺を1列目の人たちは、国から来た君も、政策課長も、よく勉強してもらいたいと思うんだよな。そして、やっぱり一歩抜いた熊本農業ということを、あらゆる面で——やる気のないのは仕方がない。

ただ、私は補助をくれと言っている話じゃないよ。育成よ。成長産業として、米であろうと、野菜であろうと、果実だろうと、そういうのはどんどん伸ばして、やっぱり日本一を目指さないかぬのじゃないかというふうに思っているから。はい、答弁、簡単に。

○福島農林水産部長 簡単に申し上げます。

先生がおっしゃるようなミカンの例、承知しております。作目、たくさんございますけれども、それぞれの作目ごとに実態がどうかというのをしっかり研究して、国の制度を使った方がいいものもありますし、それに単県でちょっと横から応援した方がいいものもありますし、その内容によってという研究をしっかりとさせていただきたいと思います。

○村上寅美委員 よろしく。以上です。

○鬼海洋一委員 どこの担当かよくわかりませんが、今回御承知のとおり地下水保全条例の改正が今検討されておまして、これは恐らく2月議会で提案されるのでしょうか。4月1日からの実施というような、そういう段取りで進んでいると思います。

この中の非常に、農業に関する大切なことは、過去、村上先生も私も同じ常任委員会のときに指摘をしたこともあるんですが、硝酸性窒素の問題ですね。これが今回の条例の中では、特定化学物質による汚染は今まで厳しく規制されてきたけれども、これまでの条例の中では、つまり硝酸性窒素が含まれてなかったんですね。しかし、現実問題として、今熊本の地下水を守るという上では、質的保全をすれば、この辺をどうするかということが非常に大きな問題になっているわけです。

これまでも、かつて問題になった以降、化学肥料の散布等についても農林水産部の方でも特段に配慮されながら、その改善のための努力をしてきていただいているわけですが、今回は、具体的に来年の4月以降の実施として、そのこともこの中に含まれていくという状況になっていくわけですが、現在の環境保全課のデータを見てみても、余り改善されていないんですね。努力してきたにもかかわらず、そんなに改善されていないという現状の中で、今度は具体的にそれを条例化されるということになれば、相当農業の分野で影響していく可能性が高いんです。その辺に対する取り組み、現状の認識いかかということをちょっと質問しておきたいと思います。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。

今鬼海先生お話のとおり、汚染原因の一つに肥料があるということでございまして、今お話がございましたように、もうずっと平成2年以降、減農薬、減化学肥料の取り組み、あるいは環境保全型農業の取り組みということで取り組みをしてまいりました。数字でいいますと、平成元年を100としますと、マイナス60%、肥料の量でいきますと4割ぐらいまで削減はできております。ただ、今お話のとおり、地下水の水質の話でいきますと、

なかなかまだそれが改善されていないといったようなお話も聞いております。

それで、そういった——我々の方からも、環境生活部局の方に、我々これだけ減らして取り組みをしてきたんだけどまだそれが数値としてあらわれていないということはどのように理解すればいいんだろうかというような投げかけもしております。

それで、環境生活部の方で、そういったことも絡めまして、地下水汚染の要因と、あるいは削減状況の企業の程度、そういったものにつきましてことしシミュレーションをするというふうに伺っておりますので、そういったデータをまた見ながら、今後とも取り組みを進めていきたいと思っておりますし、もう1点、ことしから、くまもとグリーン農業ということで、減農薬、減化学肥料をさらに取り組みを進めようということですので、そういった取り組みと一体となって、さらに進めていきたいと思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員　そういう状況だと思います。しかし、この条例制定への動きというのは、決して農林水産部から見ても対岸の火事じゃないんですね。これが進んでいきますと、特にこれまでも指摘されてきましたのはこの硝酸性窒素、これは農業の分野での影響だというぐあいに、クロ判定の中で今日まで推移してきているということはお互いに承知のことだというふうに思うんですが、それが具体的に進んでいく。もう4月の話ですから、その辺がどれくらい深刻な問題として把握されているかどうかということを言いたかったものですから、今指摘をいたしました。

特に今回、この硝酸性窒素汚染対策については、市町村や事業者や県民と連携して、根拠規定を掲げるというようなことで進んでい

る。根拠規定を掲げる、市町村と連携をとりながらということになっているわけですから、これは市町村との関係も含めて今現実具体的な問題について取り組んでいく必要がある。非常に遅きに失している問題でもあるというふうに思うんですが、この辺についてそういう意味での認識はいかがでしょうか。そうですね。課長の話ではなくて、もう少し高いレベルでの認識をちょっとお伺いしておきたいと思うんですが。

○池田和貴委員長　地下水保全条例の話し合いを農林水産部でも環境生活部としていると思うんですが、その際に、この硝酸性窒素のことについて話をされたというふうに認識しておりますが、そこを担当された課がいらっしゃれば、そこの方が答えてください。

○松尾農業技術課長　農業技術課でございます。

今回新たに基準が設けられるということでは聞いておりますけれども、その基準は国が設けている基準と同レベルだというふうに聞いております。これまでの基準と同じであると。ですから、もちろんさらに減農薬、減化学肥料には取り組んでいく必要はあると認識はしておりますけれども、こういった取り組みを進めていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員　決して担当課だけのことでなくて、熊本県の農業の将来にかかわる非常に重大な問題だということを指摘したかったがゆえに今質問をいたしましたので、ぜひ全体の問題として取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○池田和貴委員長　今鬼海委員がおっしゃられましたように、やはり全体として取り組んでいただくようお願いをします。

ほかにございませんか。

○城下広作委員 今、民主党政権が、農地の集約化で1戸当たり20ヘクタールから30ヘクタールということを掲げて皆さんに、国民にアピールをしているんですけども、私は、これは現実的に、現状の今の農家の面積、1戸あたりが1.5ヘクタールぐらいですかね、平均が。それなのに1人平均が大体20から30ヘクタールなんていう形をするというのは、相当無理がある、現実離れしているというふうに思うんですけど、ただ、今から、農業従事者が65、66、67ぐらい、平均年齢で。じゃあ5年後には、農家を本当にやりたくても体が動かないのでやめるといふ人がいたときには、農地がまた一遍にあいてしまう。この集約化は、だれかがしなきゃいけない。そういう現実を、全く今度は夢物語ではなくてやらないかぬという現実もあると思うんです。

この辺の農地の今後の管理の仕方というか、だれが担っていくのかという集約化という形の部分で、どういうふうに熊本としては描いていくのか。国の動向で左右されるのは大きいんですけど、熊本県として農地の部分、法律でがちがちになって、いざあいたからといって、すぐ自分がそれを作付できないか、いろいろあるんですけども、これの、農地の保全の仕方というか、この辺をちょっとどう考えているか。

まず最初に、20～30ヘクタールという政府が今考えている、これに関して現実に熊本としてはできるのかできないのか、どういうイメージを持っているか、ちょっと確認したいと思います。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課長でございます。

先生が今おっしゃったとおり、全国的に、例えば10から20ヘクタール、これは中山間地の場合です。それと、平たん地の場合ですと20から30と。熊本県でそういうところが実際

たくさんあるとだろうかというような話は確かにございます。

ただ、全国的には、ならしてみれば、例えば東北とかこういうところはあるようなんですけど、熊本県、九州もそうなんですけれども、特性として、一定の農地の複合経営でございまして。お米もつくつとるし、トマトもつくっている、イグサもという、非常にある意味では難しい県なんですけれども、ただ、例えば米の部分につきましては、集落で営農組織をつくって耕作を代行するとか、そういったことから出発して、時間を相当かけまして、例えば担い手に集めるとか、農業法人に集めるとか、そういった手法ではないかなというふうに考えてます。

おっしゃるとおり、黙っときますと10年したら2万1,000ヘクタールですか、高齢化とかによりまして、虫食い状態になる可能性が非常にございます。ということで、10年ぐらいかかると思うんですけども、毎年毎年例えば1,400ヘクタールぐらい農地を集積していくというふうな県の方針というか、これで行くということ現在進めているところでございます。

今回の現政権の80億円の費用あたりでは非常に厳しい話でございすけれども、逆に本県の実情に合わせた形で、国と県の事業を組み合わせるとかやっていければなというふうに考えています。

○城下広作委員 本当に10年後虫食い状態になってくると、そうすると、それをだれが管理するかと。全く後継者がいないから、その家でもう断絶という形であればかなり厳しいわけですね。そのときに、その農地を集約して、例えば集落だとか個人がたくさん大規模で農業に転向するとか、転換するとか、いろいろ考えないと、非常に現実には厳しい。だけど、現状は1戸当たり20～30ヘクタールでやるなんていうのはちょっとこれはかなりハー

ドルも高いだろうし、それで逆にやったからといって外国の大規模に太刀打ちできるかといったら、それもまた難しいでしょうしということで、これは政府も何もかも全部わかって言っている話じゃないなと思いつつ、ただ現状のままではいかぬという考えから、かなり悩んだ末のいろいろな案だとは思いますが、

ただ、国の政策に左右されるなということは無理なんでしょうけども、熊本として、今後そういう、例えば10年後にはどういう形で農地が虫食いになるだろうと、そしたらどういうふうな形で、そのときはこういう対応をしようと、だけど、それに足かせになる法律だったらこういうことを変えていかぬとか、いろんなことを先に先に考えながらいかないと、特に農業県ですから、その辺が現実的に近まってから、対応を打ってなかったと、翻弄されたというのであれば、これは大変な状況になるから、この辺は長期的なものの考え方も農業という形では持っておく必要があるなということで、部長どうでしょうか。

○福島農林水産部長　ことしの春に農業基本計画を策定させていただきました。その中で、農地の集積とか担い手というのは大きな課題だと、それから施策の目的だというふうに整理もしております、先ほど課長が申し上げましたように、担い手を確保していく、集積していくことを定めております。

そういうのに基づいて進めていこうという中で、国の方は、今回こういう20、30とか、いわゆる大規模土地利用型の部分が大きいんですけど、そういうのを打ち出してきました。当然、こういうのも利用できる場所は利用していきますけども、やはり平場の担い手、中山間地のなかなかないところ、そういうところをどうするか。

特に、ないところとかなんかについては、

作業の受委託という手法、それから営農組織を、今350弱ほどありますけど、それをもっとふやしていきたい、そういうところに農地を集積していきたいと、そういう形で取り組んでいくこと。

それから、農地の集積に関しましては、農業土木の方でも、今経営体育成という手法で、農地を集積することを前提に、担い手確保することを前提に農地基盤整備をやっていく手法もありまして、実際もう八代とかそういうところでも動いてるわけですけど、今までもずっと、そういう形で農地を集積していく中、そういう取り組みをやっていくことを計画の中でも持っておりまして、それに国の今度の総額80億円をどう絡めていくのか。

それから、まだ来年からですので、もっともってやってみた中で、あるいはやるまでの段階でいろいろ課題があるんじゃないかというふうにもある面では思っておりますので、そういう部分は、国に対して、こういうふうなうちのいろんな多様な農業をやっているところに合わせられるような形も考えてほしいと、そんなことも提案しながらやっていきたいと思っております。

○城下広作委員　わかりました。しっかり頑張ってくださいと思います。

○池田和貴委員長　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長　なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等3件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
農林水産常任委員会委員長